

香川県報



第 86 号

平成 15 年

10月31日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県都市公園規則の一部を改正する規則

（にぎわい創出課）

一

告示

○有害図書 の指定

（青少年・男女共同参画課）

三

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請

（環境管理課）

四

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定（二件）（健康福祉総務課）

六

○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（三件）

（ " " " ）

七

○介護保険法の規定による事業所の名称又は所在地の変更の届出

（長寿社会対策課）

七

○介護保険法の規定による事業の廃止の届出

（ " " " ）

一〇

○介護保険法の規定による指定の辞退の届出

（ " " " ）

一一

●昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部改正

（県立病院・施設経営課）

一一

○都市公園の区域の変更

（にぎわい創出課）

一二

○土地収用法の規定による事業の認定

（土木監理課）

一二

○道路の区域変更

（道路保全課）

一三

○道路の位置指定

（建築課）

一四

●昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正

（審査課）

一四

公告

○土地改良事業の適否決定（二件）

（土地改良課）

○土地改良区の役員 の就任の届出

（ " " " ）

○土地改良事業に係る換地処分 の届出

（ " " " ） 一五

規則

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十七号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

第一条 香川県都市公園規則（昭和三十九年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二の見出しを「（瀬戸大橋記念公園の施設の利用時間）」に改め、同条第一項を次のように改める。

瀬戸大橋記念公園の次の各号に掲げる施設を利用することができる時間は、それぞれ当該各号に定める時間とする。

一 瀬戸大橋記念館 午前九時から午後五時まで

二 マリンドーム 午前九時から午後九時まで

三 ターゲット・バードゴルフ場 午前九時から午後五時（五月一日から八月三十一日までの間にあつては、午後七時）まで

第十九条の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「瀬戸大橋記念館及びマリンドーム」を「瀬戸大橋記念公園の施設」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条の三の見出し中「瀬戸大橋記念館」を「瀬戸大橋記念公園の施設」に改め、同条第一項中「瀬戸大橋記念館」を「前条第一項第一号に掲げる施設」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「瀬戸大橋記念館」を「瀬戸大橋記念公園の施設」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項第三号に掲げる施設を利用することができない日は、次のとおりとする。

一 一月四日から四月二十八日まで、五月六日から七月十九日まで及び九月一日から

十二月二十八日までの間の月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

第二十条の見出しを「(瀬戸大橋記念公園の施設の使用料)」に改め、同条中「規定する」の下に「午前九時から午後五時までの間において使用時間を分割して使用する場合は使用料及び午前九時又は午後五時」を、「場合」の下に「その他規則で定める場合」を加える。

別表第五を次のように改める。

別表第五(第二十条関係)

一 マリンドームの使用料

使用区分	基本施設(ステージ及び観客席)	専用使用の場合 五千円	午後五時後の時間において使用する場合は 使用料の額
	附属施設 第一控室、第二控室 又は会議室	三千四十円	

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときはその端数を一時間とする。

二 ターゲット・バードゴルフ場の使用料

使用区分	午前九時から午後五時までの間において使用時間を分割して使用する場合は一時間当たりの使用料の額	午前九時前又は午後五時後の時間において使用する場合は一時間当たりの使用料の額
専用使用の場合 学校等 学校等以外のもの 専用使用でない場合	二千百六十円 五千四百円	二千百六十円 五千四百円

生徒及び児童
一般

一人六十円
一人百五十円

一人六十円
一人百五十円

備考

一 この表の第二欄及び第三欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たつては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。

二 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときはその端数を一時間とする。

第二条 香川県都市公園規則の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 球技場 午前九時から午後五時(五月一日から八月三十一日までの間にあつては、午後七時)まで

第十九条の三第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項第三号に掲げる施設を利用することができない日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(瀬戸大橋記念公園の使用料の減免)

第二十条の二 第十九条の二第一項第三号に掲げる施設において二以上のグラウンドを同時に使用する者又は同項第四号に掲げる施設を専用使用により利用する者が、併せて同項第三号に掲げる施設の会議室を利用する場合は、当該会議室の使用料を免除する。

2 第十九条の二第一項第三号に掲げる施設において、すべてのグラウンドを同時にアマチュアスポーツ以外の目的で使用し、かつ、入場料を徴収する場合で、午前九時から午後九時までの間の使用に係る使用料の額が入場料の最高額の三百倍に相当する額を超えるときは、当該使用料を入場料の最高額の三百倍に相当する額に減額する。

別表第五中第二号を第三号とし、第一号の次に次のように加える。

二 球技場の使用料

平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
観音寺市出作町959番地1
八幡食品株式会社
代表取締役 鎌田利勝
- (2) 事業場の所在地及び名称
観音寺市出作町959番地1
八幡食品株式会社
- (3) 特定施設に関する事項

種 能	類 力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設		
		カッター	2馬力	1基
工 期	工事着手予定年月日	許可日		
	工事完成予定年月日	着手後1週間		
等	使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続10時間使用(変更前)	連続8時間使用)	
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大	
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	200	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100	
	浮遊物質 (mg/ℓ)	50	100	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	25	30	
	りん含有量 (mg/ℓ)	15	30	
	ノルマルヘキサン			

185	雑誌	別冊 どんと	vol.16 11月号	17907-11	〃
186	〃	DOPE ザ・ベストマガジン オリジナル10月号増刊		04040-10	(株)ベストセラーズ
187	〃	ザ・ベスト MAGAZINE No.234	11月号	14003-11	〃
188	〃	BURST HIGH BURST11月号増刊	vol.5 11月号	17484-11	(株)コアマガジン
189	〃	ビデオボーイ	No.235 11月号	07679-11	英知出版(株)
190	〃	パソコンパラダイス	vol.138 11月号	07483-11	(株)メディアアックス
191	〃	別冊 GON!	#30 11月号	18185-11	ミリオン出版(株)
192	〃	DVD Club DVD Club	11月号別冊	06306-11	(株)MCプレス
193	〃	Dr. ビカソ	No.104 11月号	06635-11	(株)バウハウス
194	コミック誌	月刊ビタマン	11月号	07653-11	(株)竹書房
195	〃	快樂天	11月号	13877-11	ユニマガジン社
196	雑誌	PENTHOUSE JAPAN	11月号	07933-11	(株)ぶんか社

●香川県告示第六百十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

抽出物質 (mg/ℓ)	25	25
排出される汚水等の量(m ³ /日)	(変更前 7) 8.7	(変更前 8) 10

種 能	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設		
	力	ミキサー 60kg/h	1基	
工 期	工事着手予定年月日	許可日		
	工事完成予定年月日	着手後1週間		
等	使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間				
排出される汚水等の汚染状態		連続10時間使用 (変更前)	連続8時間使用)	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通	常	
	水素イオン濃度		5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		100	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		50	
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)		50	
	窒素含有量 (mg/ℓ)		3	
	りん含有量 (mg/ℓ)		1	
	ホルマリンヘキサソ抽出物質 (mg/ℓ)		1	
	排出される汚水等の量(m ³ /日)		(変更前 0.5)	0.6 (変更前 0.5) 0.6

工 期	工事着手予定年月日	許可日		
	工事完成予定年月日	着手後1週間		
等	使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間				
排出される汚水等の汚染状態		連続10時間使用 (変更前)	連続8時間使用)	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通	常	
	水素イオン濃度		5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		200	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		150	
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)		100	
	窒素含有量 (mg/ℓ)		25	
	りん含有量 (mg/ℓ)		15	
	ホルマリンヘキサソ抽出物質 (mg/ℓ)		25	
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①×1基 (変更前 43) 53.8	(変更前 45) 56.3
			②×1基 (変更前 7) 8.7	(変更前 7.5) 9.4
		③×2基 (変更前 9.3) 10.9	(変更前 10.7) 13.2	
		④×1基 (変更前 5) 6.3	(変更前 6) 7.5	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 能	類	排水処理施設
汚水等の処理方式	力	150m ³ /日
工 期	工事着手予定年月日	既設
	工事完成予定年月日	既設
	使用開始予定年月日	既設

排出される汚水等の汚染状態	項目	処理前		処理後		
		通常	最大	通常	最大	
(5) 排出水の汚染状態及び量	水素イオン濃度	5～8	5～8	5.8～8.6	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	700	800	40	60	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	400	40	60	
	浮遊物質 (mg/ℓ)	300	400	50	60	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	25	30	20	25	
	りん含有量 (mg/ℓ)	15	30	4	5	
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	25	25	20	20	
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	140	150	140	150	
	区	第 1 排 水 口				
	排出水の項目	通 常	最 大	最 大		
汚染状態	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6		
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	40	40	60		
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	40	40	60		
	浮遊物質 (mg/ℓ)	50	50	60		
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	20	25		
	りん含有量 (mg/ℓ)	4	4	5		
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	20	20	20		

大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	3,000以下
排出水の量 (m ³ /日)	143	154

第2排水口：冷却水 (通常10m³/日、最大15m³/日)
 (備考) 本事業場において、一部特定施設を廃止し、既設特定施設の使用時間を増加させるため、当該事業場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所
 (1) 期間
 平成15年10月31日から
 平成15年11月21日まで
 (2) 場所
 香川県環境森林部環境管理課
 観音寺市生活環境課

●香川県告示第六百十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のため
 の医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十五年十月三十一日

指定年月日	名称	開設者	所在地
平成一五'六'一	医療法人社団 林泉会林医院	医療法人社団 林泉会	仲多度郡琴平町四五番地
平成一五'一'一	楠原内科医院	楠原 俊一	綾歌郡綾歌町岡田東二二六六番地三
平成一四'四'一	さぬき市国民 健康保険直営 多和診療所	さぬき市	さぬき市多和助光西三五番地一三三

●香川県告示第六百十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のため

香川県知事 真 鍋 武 紀

めの医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	開設者	所在地
平成一五、一〇、一	医療法人社団 ハロー歯科ク リニック	医療法人社団 ハロー歯科ク リニック	さぬき市志度二二四番地二 一
平成一五、一〇、一	医療法人社団 丸山歯科医院	医療法人社団 丸山歯科医院	さぬき市造田野間田七七三番 地一
平成一五、一〇、一	医療法人社団 ささき歯科医 院	医療法人社団 ささき歯科医 院	木田郡三木町大字井戸二五七 九番地六

●香川県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名称	開設者	所在地
平成一四、三、三二	長尾町国民健康 保険多和診 療所	長尾町	大川郡長尾町多和助光西三五 番地一三
平成一四、一一、三二	楠原内科医院	楠原 俊一	綾歌郡綾歌町岡田東二二四四 番地一
平成一五、三、三二	加地医院	加地 重博	観音寺市坂本町七丁目八番三 五号
平成一五、五、三二	医療法人社団 林泉会林病院	医療法人社団 林泉会	仲多度郡琴平町四五番地
平成一五、六、三〇	都崎医院	都崎 多美恵	坂出市加茂町一一〇五の二

●香川県告示第六百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名称	開設者	所在地
平成一五、九、三〇	ハロー歯科ク リニック	都倉 達生	さぬき市志度二二四番地二 一
平成一五、九、三〇	丸山歯科医院	丸山 秀男	さぬき市造田野間田七七三番 地一
平成一五、九、三〇	ささき歯科医 院	佐々木 浩司	木田郡三木町大字井戸二五七 九番地六
平成一四、四、一	桂歯科医院	桂 喜子	観音寺市観音寺町甲三〇八二

●香川県告示第六百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名称	開設者	所在地
平成一三、二、二八	大西薬局	大西 芳子	綾歌郡国分寺町福家甲一八一 番地
平成一四、六、一四	千金丹の薬局	田辺 虎次郎	綾歌郡宇多津町一九一七番地
平成一四、九、九	キャスパワー シティ普通寺 店薬局	株式会社マル ナカ	普通寺市与北町字西原三二九 〇番地一
平成一四、一一、三〇	エス薬局有限 会社	エス薬局有限 会社	普通寺市上吉田町二丁目二番 二一〇号

●香川県告示第六百二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、指

定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七二一 〇〇二二五	(変更前) 指定居宅介護支援事業 所さかもと 東かがわ市川東八八番 地 (変更後) 指定居宅介護支援事業 所さかもと 東かがわ市川東八七番 地二	株式会社アイ・ディー ・エム 代表取締役 阪本幸子 高松市桜町一丁目三六 一番地四	平成十五年 四月一日	居宅介護 支援
三七六〇一 九〇一〇二	(変更前) 訪問看護ステーション みやけ 高松市天神前五―二六 (変更後) 訪問看護ステーション みやけ 高松市番町一丁目一〇 番一六号	財団法人三宅医学研究 所 理事長 三宅信一郎 高松市番町一丁目一〇 番一六号	平成十五年 六月一日	訪問看護
三七七〇一 〇一四三八	(変更前) ケアプランセンターみや け 高松市天神前五―五 (変更後) ケアプランセンターみや け	財団法人三宅医学研究 所 理事長 三宅信一郎 高松市番町一丁目一〇 番一六号	〃	居宅介護 支援
三七七〇五 〇〇一六七	(変更前) 株式会社中村ふとん店 観音寺市観音寺町甲一 六五四番地九 (変更後) 株式会社中村ふとん店 観音寺市昭和町一丁目 七番一八号	株式会社中村ふとん店 代表取締役 中村二郎 観音寺市昭和町一丁目 七番一八号	〃	福祉用具 貸与
三七七〇六 〇〇〇三三	(変更前) さぬき市社会福祉協議 会志度支所 さぬき市鴨庄四四八一 番地二 (変更後) さぬき市社会福祉協議 会日盛の里 さぬき市鴨庄四四八一 番地二	社会福祉法人さぬき市 社会福祉協議会 会長 十川昭五 さぬき市長尾東八八八 番地一	〃	訪問介護 福祉用具 貸与 居宅介護 支援
三七七〇六 〇〇〇五八	(変更前) さぬき市社会福祉協議 会長尾支所 さぬき市昭和一〇五〇 番地一 (変更後) さぬき市社会福祉協議 会福祉の里 さぬき市昭和一〇五〇 番地一	社会福祉法人さぬき市 社会福祉協議会 会長 十川昭五 さぬき市長尾東八八八 番地一	〃	訪問介護 訪問入浴 介護 通所介護 福祉用具 貸与 居宅介護 支援
三七七一五 〇〇四四八	(変更前) ほたるの里居宅介護支 援事業所 綾歌郡国分寺町新居三	特定非営利活動法人あ じさいの会 会長 川上美佐子 綾歌郡国分寺町新居三	〃	居宅介護 支援

三七七〇一 〇二三六〇	(変更前) 居宅介護支援事業所暖 暖 高松市番町一丁目一〇 番三号 (変更後) 居宅介護支援事業所暖 暖 高松市室新町一―八	医療法人社団康生会 理事長 大林直之 高松市番町一丁目一〇 番三号	平成十五年 七月一日	居宅介護 支援
三七七一五 〇〇四五五	(変更前) ほたるの里訪問介護事 業所 綾歌郡国分寺町新居三 二九九番地五 (変更後) ほたるの里訪問介護事 業所 綾歌郡国分寺町国分一 二八四番地一	特定非営利活動法人あ じさいの会 会長 川上美佐子 綾歌郡国分寺町新居三 二九九番地五	〃	訪問介護
三七七〇四 〇〇二〇二	(変更前) ヘルパーステーション ほがらか 善通寺市上吉田町五丁 目一―二三 (変更後) 在宅総合ケアセンター ほがらか 善通寺市上吉田町五丁 目一―二三	香川医療生活協同組合 理事長 梶義照 高松市栗林町一丁目三 番二四号	〃	訪問介護 通所介護
三七七一一 〇〇五六一	(変更前) すばる訪問介護しりと り 東かがわ市松原一〇一 一 番地二 (変更後) すばる訪問介護 東かがわ市松原一〇一 一 番地二	株式会社サミーズ 代表取締役 長谷川勇 東かがわ市松原一〇一 一 番地二	〃	訪問介護
三七七〇一 〇二〇三〇	(変更前) 綾田内科クリニック介 護支援センター 高松市太田下町一八七 二番地二 (変更後) 介護支援センターこす もす 高松市太田下町字東横 田一八六八番地二	医療法人社団修美会 理事長 綾田喜一郎 高松市太田下町一八七 二番地二	平成十五年 七月三十日	居宅介護 支援
三七七一一 〇〇五七九	(変更前) グループホームあすか 東かがわ市川東一〇六 番地三 (変更後) グループホームあすか	株式会社アイ・ディー ・エム 代表取締役 阪本幸子 高松市桜町一丁目三六 一 番地四	平成十五年 八月一日	痴呆対応 型共同生 活介護

三七七一一 〇〇六三八	(変更前) アミーユ香川宇多津 綾歌郡宇多津町浜九番 丁一四二一五 (変更後) アミーユ香川宇多津 綾歌郡宇多津町浜九番 丁一四二一四	株式会社フリーダ 代表取締役 山城友美 綾歌郡宇多津町二二一 一番地	平成十五年 八月十七日	特定施設 入所者生 活介護
三七七〇一 〇二二〇三	(変更前) 有限会社パンドラ 高松市多賀町二丁目一 七番一号佐野ビル (変更後) パンドラ訪問介護サ ービス 高松市多賀町二丁目一 七番一号佐野ビル	有限会社パンドラ 取締役 藤田裕幸 高松市多賀町二丁目一 七番一号	平成十五年 九月一日	訪問介護
三七七〇一 〇二四二八	(変更前) 有限会社エリス訪問介 護サービスセンター 高松市松縄町四一四 誠ビル二階 (変更後) 有限会社エリス訪問介 護サービスセンター 高松市今里町二丁目六 一	有限会社エリス 取締役 宮武一弘 高松市多賀町二丁目一 番九号	平成十五年 九月二十九 日	〃

●香川県告示第六百二十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条及び第八十二条の規定により、指
定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業の廃止について次のとおり届
出があった。

平成十五年十月三十一日

三七七〇一 〇〇六八七	有限会社和 高松市木太町四〇五七 一七	有限会社和 代表取締役 永野真澄 高松市木太町四〇五七 一七	平成十四年 三月三十一日	福祉用具 貸与
三七七一三 〇〇一一二	庵治訪問介護事業所 木田郡庵治町九七八番 地	社会福祉法人庵治町社 会福祉協議会 会長 梶河正孝 木田郡庵治町九七八番 地庵治町保健福祉セン ター	平成十五年 三月三十一日	訪問介護
三七七〇三 〇〇四二八	坂出タクシー介護セン ター 坂出市川津町三五〇三 番地二	坂出タクシー株式会社 代表取締役 菅谷敏士 坂出市川津町三五〇三 番地二	平成十五年 六月三十日	〃
三七七一 〇〇七五一	すばる訪問介護おち 東かがわ市馬篠三三三 番地一四	特定非営利活動法人す ばる 理事長 長谷川勇 東かがわ市松原一〇一 一番地二	〃	〃
三七七一六 〇〇一七二	指定居宅介護支援事業 所いわさき 仲多度郡琴平町二八三 番地	医療法人十全会 理事長 岩崎恭子 仲多度郡琴平町二八三 番地	平成十五年 七月十六日	居宅介護 支援
三七七〇一 〇一四九五	香老研・屋島やすらぎ 高松市屋島東町一四一	特定非営利活動法人長 寿社会支援協会	平成十五年 七月三十一日	訪問介護

三七七〇五 〇〇二〇九	松井病院デイケアセン ター 観音寺市村黒町七六六 シンワビル	医療法人深田記念会 理事長 松井孝嘉 観音寺市村黒町七三九 番地	平成十五年 九月六日	通所リハ ビリター ション
三七七一一 〇〇七二八	長寿閣居宅介護支援事 業所 さぬき市長尾名字西ノ 谷一四三二番地一	特定非営利活動法人長 寿社会支援協会 会長 兼間道子 高松市中央町一七番三 〇号	平成十五年 九月一日	居宅介護 支援
三七七一 〇〇三四八	指定通所リハビリター ション事業所さかもと 東かがわ市川東一〇六 番地三	阪本 一樹 東かがわ市川東一〇三 番地一	〃	〃
三七七〇一 〇二〇四八	綾田内科クリニック老 人デイケア 高松市太田下町一八七 二番地二	医療法人社団修美会 理事長 綾田喜一郎 高松市太田下町一八七 二番地二	平成十五年 八月三十一 日	通所リハ ビリター ション
三七七一五 〇〇三一五	有限会社松岡工営 綾歌郡国分寺町新名一 一三〇番地四	有限会社松岡工営 代表取締役 松岡秀樹 綾歌郡国分寺町新名一 一三〇番地四	平成十五年 八月二十六 日	福祉用具 貸与
三七七一七 〇〇七四一	ここにこ三豊訪問介護 事業所 三豊郡高瀬町大字上高 瀬一五〇四番地	特定非営利活動法人長 寿社会支援協会 会長 兼間道子 高松市中央町一七番三 〇号	〃	訪問介護
三七七一五 〇〇二四〇	特別養護老人ホーム 楽々苑 綾歌郡綾南町大字滝宮 三七六番地の二	社会福祉法人共済会 理事長 丸本正憲 綾歌郡綾南町大字滝宮 三七六番地の二	〃	短期入所 生活介護
	四番地	会長 兼間道子 高松市中央町一七番三 〇号	日	

●香川県告示第六百二十二号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から指定の辞退について次のとおり届出があった。
平成十五年十月三十一日
香川県知事 真 鍋 武 紀

三七一一六 一一一三三	医療法人社団林泉会林 病院 仲多度郡琴平町四五番 地	医療法人社団林泉会 理事長 木村敏章 仲多度郡琴平町四五番 地	平成十五年 五月三十一 日	介護療養 型医療施 設
三七一〇五 一一一三三	医療法人社団国土外科 医院 観音寺市古川町二七二	医療法人社団国土外科 医院 理事長 國土忠男 観音寺市古川町二七二	平成十五年 七月一日	〃
三七一〇七 一〇一一六	高橋クリニック 東かがわ市松原六九九 一―二	高橋 省造 東かがわ市松原六九九 一―二	平成十五年 七月十一日	〃
三七一一五 一一〇二六	医療法人社団山下整形 外科医院 綾歌郡綾南町大字畑田 一〇七一―一	医療法人社団山下整形 外科医院 理事長 山下恭範 綾歌郡綾南町大字畑田 一〇七一―一	平成十五年 八月一日	〃

●香川県告示第六百二十三号
昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。
平成十五年十月三十一日

別表第一 一 使用料 1 入院料に加算する病室使用料の表香川県立中央病院の項中
香川県知事 真 鍋 武 紀

南 館		A 室		五千六百七十円		A 室		千八百九十円	
B 室		四千五百十五円		A 室		千八百九十円		を	
C 室		一千八百三十五円		に改める。		南 館			

●香川県告示第六百二十四号

香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり都市公園の区域の変更について告示する。

平成十五年十月三十一日

一 名称

瀬戸大橋記念公園

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 位置

坂出市沙弥島字南通及び同市番の州緑町

三 変更に係る区域

別紙図面のとおり

「別紙図面」は省略し、その図面は、香川県観光交流局にぎわい創出課に備え置いて縦覧に供する。

四 区域変更の期日

平成十五年十一月一日

●香川県告示第六百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十五年十月三十一日

一 起業者の名称

香川県知事 真 鍋 武 紀

大野原町

二 事業の種類

大野原町町民会館建設事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事

三 起業地

1 収用の部分

三豊郡大野原町大字中姫字帳口及び字笹塚並びに大字大野原字辻北地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十五年九月十八日に大野原町より申請のあった大野原町町民会館建設事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業のうち大野原町町民会館建設事業（以下「本件事業」という。）は、大野原町が事業主体となり公共の用に供する施設を設置するもので、土地収用法第三条第三十二号に掲げる事業に該当する。

また、農業用排水路付替工事（以下「関連事業」という。）は、本件事業の施行により遮断される土地改良区設置の農業用排水路の付替工事であり、土地収用法第三条第五号に掲げる事業に該当する。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大野原町は、平成十五年度予算において用地取得に要する経費を計上することとしており、関連事業の実施についても、管理者である土地改良区から既にその同意を得ていることから、本件事業の実施は確実と考えられる。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① 大野原町においては、一般町民を対象とした屋内スポーツ施設として大野原町スポーツセンターが設置されているが、その利用状況はほぼ限界に達しており、新たな利用希望に答えられない状況にある。また、町スポーツセンターは、町内最大の

ホールとして町や町内の各種団体が主催するイベントや会合に利用されているが、大規模なイベント等の際には手狭となつていゝうえに、冷暖房設備が設置されていないため快適な利用環境を提供できず、町民の文化活動に支障が出る状況にある。さらに、町立大野原中学校においては、体育館は設置されているものの天井が低くバレーボール等の授業の実施に支障をきたしているうえに、狭隘であるため屋内スポーツクラブ活動の一部は中学校から約二五〇メートル離れた町スポーツセンターで町立大野原小学校のクラブ活動と並んで実施せざるを得ず（町立大野原小学校においては体育館は設置されておらず、同校に隣接する町スポーツセンターで体育の授業やクラブ活動を実施している。）、十分な教育効果が発揮できない状況にある。

本件事業はこのような状況を改善するために計画されたものであり、平日の夜間や休日においては一般町民が利用する屋内スポーツ施設として、各種のイベントや会合の際には町内最大のホールとして、中学校の授業やクラブ活動の時間帯には隣接する町立大野原中学校が利用する体育施設として、多目的に活用することとしている。

② 一方、本件事業の施行により失われる利益としては、周辺環境への影響が考えられるが、起業地内に移転物件として牛舎があるものの、住家・店舗はなく、起業地の大部分は田であること、また相当程度の緑地が整備される計画であることから、周辺環境への影響は小さいと思われる。

③ 本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、本件事業、関連事業共にその起業地の範囲は、事業の実施に必要最小限の範囲に限定されていると認められる。

④ ①から③に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、週休二日制の普及等によって高まっている町民のスポーツや文化活動へのニーズに応え、中学生に十分な体育教育を実施するために計画されたものであり、また関連事業は、地域住民の営農上必要不可欠な農業用排水路の機能回復のため計画されたものであることから、本件事業について、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

大野原町総務企画課

●香川県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月三十一日から同年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 丸亀停車場線（二百四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市柞原町字西村四三九番三地 先から	前	九・八 一六・七	二二 四	交通安全施設工事による現道拡幅

丸亀市柞原町字上所四二〇番一
地
先まで

後
九・八
一八・七

二一四

●香川県告示第六百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 建築指道 第六号

二 指定 年月日 平成十五年十月二十三日

三 指定道路の位置 木田郡牟礼町大字牟礼字浜二四九七―一、二四九七―二、二四九八―一、二四九八―三、二五〇七―二及び同地先水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二メートル
延長 二七・九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

●香川県告示第六百二十八号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。
平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表青山支店の項を削る。

公 告

●香川県公告第六百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市古高松土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業小山地区）を行うことについて平成十五年十月十日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年十一月十四日から同年十二月四日まで縦覧に供する。
平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年十月九日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十五年十一月十四日から同年十二月四日まで縦覧に供する。
平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市円座土地改良区	単独市費補助土地改良事業上所上地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業川向下地区	〃

●香川県公告第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市香西土地改良区から役員の内任及び就任について次のとおり届出があった。
平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	山田 寛	高松市香西北町五一番地五	平成一五、九、二九
〃	久保 忠行	香西本町二六六番地	〃
〃	藤田 隆司	香西東町三八八番地	〃
〃	森 直樹	香西本町二四四番地一	〃

〃	綱井 建雄	〃	四九〇番地	〃
〃	青木 宗之	〃	香西南町六九八番地一	〃
〃	北山 貞夫	〃	香西本町三六五番地八	〃
〃	久保 昭	〃	香西町五五六番地二	〃
〃	作榮 繁一	〃	香西北町二八一番地一	〃
〃	武井 芳清	〃	香西本町六〇九番地	〃
〃	河野 行雄	〃	香西北町五五八番地三	〃
〃	三木 政男	〃	香西南町三八三番地	〃
〃	角野 時文	〃	香西北町五四二番地二	〃
〃	塩田 俊之	〃	香西本町六七六番地	〃
二	就任した役員			

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	山田 寛	高松市香西北町五一番地五		平成一五、九、三〇
〃	久保 忠行	〃	香西本町二六六番地	〃
〃	藤田 隆司	〃	香西東町三八八番地	〃
〃	森 直樹	〃	香西本町二四四番地一	〃
〃	綱井 建雄	〃	四九〇番地	〃
〃	青木 宗之	〃	香西南町六九八番地一	〃
〃	北山 貞夫	〃	香西本町三六五番地八	〃
〃	久保 昭	〃	香西町五五六番地二	〃
〃	作榮 繁一	〃	香西北町二八一番地一	〃
〃	武井 芳清	〃	香西本町六〇九番地	〃
〃	河野 行雄	〃	香西北町五五八番地三	〃
監事	古田 辰男	〃	香西本町三四〇番地	〃
〃	角野 時文	〃	香西北町五四二番地二	〃
〃	塩田 俊之	〃	香西本町六七六番地	〃

●香川県公告第六百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第二項の規定により、東

かがわ市の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連）石引北地区）の換地計画について適当とする旨決定した。
その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十五年十一月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十五年十月三十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています